

令和6年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・地方消費税交付金 352,266 千円 内 社会保障財源化分 204,169 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,098,026 千円

（単位：千円）

款名称	項名称	目名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	そ の 他	社 会 保 障 財 源 化 分 の 税 金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	47,985	23,600	18,400	4,900	1,085
		6 障害者福祉費	1,166,188	862,711	185	118,836	184,456
	2 児童福祉費	2 保育所運営費	686,928	487,814	120	63,740	135,254
		6 子ども医療費	58,350	26,070	26,000	5,880	400
		7 ひとり親家庭 等医療費	23,974	11,349	10,000	2,424	201
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	63,751	13,846	26,131	3,799	19,975
		3 予防費	50,850	1,685	0	4,590	44,575
合 計			2,098,026	1,427,075	80,836	204,169	385,946